

令和2年4月27日

市立各学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る5月7日以降の教育活動について（通知）

このたびの新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う臨時休業等に関し、適切かつ迅速な対応をいただいていることについて感謝申し上げます。

令和2年4月7日、政府対策本部長から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、埼玉県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことに伴い、児童生徒の健康安全を第一に考え、市立学校の臨時休業期間を5月6日まで延長し、学校職員の自宅勤務の実施等の感染症拡大防止に努めてきました。

現時点では、緊急事態宣言が予定通り終了するのか、又は継続されるのか見通せる状況ではありませんが、埼玉県内並びにさいたま市の陽性確認者数は、埼玉県が820人、さいたま市が120人を超え、依然として増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。このことから、今後、感染状況の推移によっては臨時休業の延長も考えられます。

学校再開等については、現段階では、5月7日以降の教育活動について明示することができませんが、緊急事態宣言を受けた臨時休業であることから、国や県の方針等が明らかになる時期によっては、連絡が大型連休中となることがあります。

については、下記事項に基づき、適切に御対応願います。

記

1 大型連休中の緊急連絡体制について

各学校においては、急な通知や連絡に備え、教職員及び児童生徒、保護者への連絡体制を整えておくこと。

2 学校を再開する場合について

緊急事態宣言の終了が見通せない状況ではあるが、学校再開を心待ちにする児童生徒のためにも、5月7日以降において学校の再開や分散登校が可能になった場合は、「新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル（令和2年4月3日）」を踏まえ、感染拡大防止策を万全に講じた上で準備を進めること。

3 臨時休業を継続する場合について

別添写し令和2年4月21日付け2文科初第154号を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1) 児童生徒のデジタル授業について

5月7日以降に臨時休業が続いた場合、児童生徒の学習習慣や基礎学力の定着を図るため、各家庭の協力を得て、全ての児童生徒が自宅で、学校生活のリズムに準じて「さいたま市 Web

学習コンテンツ『スタディエッセンス』を活用し、デジタル授業を実施すること。

実施に際しては、5月1日（金）に配信されるトライアル版のコンテンツを活用して、十分な準備をするよう、各家庭に依頼すること。

また、デジタル授業の実施方法について家庭から相談を受けた場合は、個別の事情に十分配慮すること。

詳細は、別添の資料を参照すること。

(2) 学校職員の服務について

国の緊急事態宣言が延長された場合には、その期間に応じて、自宅勤務の実施も延長する。

また、5月6日（水）までの自宅勤務の成果について、適切に復命書を整えておくこと。

併せて、5月7日（木）以降の自宅勤務の実施が延長された場合に備え、学校機能の維持に向けた勤務体制の確保にも務めること。

4 心のケア等について

臨時休業が長期間化していることにより、児童生徒の心のケアが重要となっていることから、以下のとおり対応すること。

- (1) 令和2年4月10日に配付した「児童生徒の心のサポート手引き～臨時休業期間中の児童生徒への対応編～」を活用し、臨時休業中、計画的に児童生徒への電話連絡等を行い、児童生徒の様子を把握すること。
- (2) 児童生徒や保護者が様々な悩みや不安を抱え、学校に連絡してきた場合などは、学級担任や養護教諭などが丁寧に話を聞くとともに、必要に応じて、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが話を聞くことができるようにすること。
- (3) 後日配付する「さいたま市24時間子ども SOS 窓口」紹介カード及びリーフレットについて、児童生徒に配付し、児童生徒が様々な悩みを抱えた場合には相談できるようにすること。併せて、学校のホームページに「さいたま市24時間子ども SOS 窓口」の電話番号（全国フリーダイヤル：0120-0-78310）を掲示するなどして周知すること。

担当

児童生徒のデジタル授業について

指導1課 Tel 829-1661

特別支援教育室 Tel 829-1667

高校教育課 Tel 829-1671

心のケア等について

総合教育相談室 Tel 711-5495

学校職員の服務について

教職員人事課 Tel 829-1654